

議案第 5 4 号

筑西市デイサービスセンター条例の廃止について

標記について次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市デイサービスセンター条例を廃止する条例

筑西市デイサービスセンター条例（平成 2 7 年条例第 3 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（筑西市特別会計条例の一部改正）

2 筑西市特別会計条例（平成 1 7 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

（筑西市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定による改正前の筑西市特別会計条例の規定による筑西市介護サービス事業特別会計に係る令和 5 年度以前の年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

（筑西市税条例の一部改正）

4 筑西市税条例（平成17年筑西市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第142条第3号中「及び筑西市デイサービスセンター条例（平成27年条例第34号）に規定する施設のうち」を「に規定する」に改める。

（筑西市あけの元気館等複合施設条例の一部改正）

5 筑西市あけの元気館等複合施設条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 筑西市明野デイサービスセンターやすらぎ（第16条）」を「第4章 削除」に改める。

第2条第2項第3号を削る。

第3条第2項中「（筑西市明野デイサービスセンターやすらぎを除く。次条及び第5条において同じ。）」を削る。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第16条 削除